

第10回戸田市自治基本条例推進委員会

次 第

日 時：平成29年11月 2日（木）午後7時

場 所：市役所5階 501会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

19：05～19：45

(1) 答申書（案）について

19：45～20：30

(2) 平成29年度自治基本条例フォーラムについて

20：30～

(3) その他

4 事務連絡

5 閉 会

議 題

(1) 答申書（案）について

自治基本条例推進委員会は、第1期委員会発足の際に、市長から、以下3項目について諮問を受けている（諮問書（写）は、別紙のとおり）。

- 条例の運用に関すること
- 条例の普及及び啓発に関すること
- 条例の見直しに関すること

この諮問を受け、第1期委員会でこれまで取り組み、検討してきたことをまとめ、第1期委員会の任期満了時に市長に答申（意見を具申）を行う。

答申書の作成に当たっては、第1期委員会のこれまでの取組成果を振り返り、条例の運用に関する課題・問題点や、条例の実効性を確保するために今後重点的に取り組むべきことなどについて、委員の意見をもとに、内容を審議し確定する。

◎市長への答申日（予定）

- 日 時 平成29年11月28日（火） 午後2時～
- 場 所 戸田市役所 4階 市長室
- 出席者 大山委員長 横山副委員長

【諮問1】 条例の運用に関すること

○委員の意見

- ・運用の前に啓発が重要
- ・市民が知らず知らずに運用していることもあり得るので、それを知ってもらうきっかけがほしい
- ・自治基本条例推進委員会の開催と運営、推進委員会にて開催するプログラムの企画・運営自体が、自治基本条例の運用であり、戸田市の協働の取り組みと理解している。委員自身が審議の過程において試行錯誤したことこそが貴重な経験であり、将来につながるものである。
- ・町会・自治会、市民活動団体、マンション等管理組合などを通し、さまざまな形でまちづくりに参加している方は増えているように思われるが、そのことと条例とが結びついて理解されていないように感じる。まちづくりについて、現時点で行っていること、今後行うことを条例と結び合わせ、目に見える形で市民・議会・行政に普及していくことが必要である。
- ・自治基本条例に照らせば、市民が主人公として、自らの暮らしの実態を「安心・安全」「幸せ」「誇り」を実感できるものになっているかを確認しながら、議会・行政もその実態を共有し、条例第5条の手法に沿って、市民・議会・行政が協働することによって、市民の参加・参画の道が開かれるものと認識する。そのためには、議会・行政が市民にもっと接近し寄り添う姿勢（市民が参加できる機会の保障など）が求められる。この努力を継続する以外に条例第3章に掲げる市民の権利や役割、自覚、主体性は生まれえないのではないか。
- ・第一期委員会における審議では、まとまった見解には至らなかった。
- ・委員の出席率が悪く、定数ギリギリの回もあり、議論も常に不活発であった。
- ・他自治体での自治基本条例に関する成功事例を見たことがない。
- ・行政側で制定した条例を市民に押し付けている印象が強い
- ・本来は、市民の要望を汲み取りながら、その問題を解決する条例とすべきでないか

【諮問2】 条例の普及及び啓発に関すること

○委員の意見（同じ内容の意見は集約）

- ・ 条例の普及も大事だが、条例の名称を知ってもらう方法を検討したらどうか
- ・ 条例自体が市民になじみの薄い言葉であることから、まず条例の普及のため、市民に喜ばれるノベルティを作成することなど、条例を目にする機会を増やすことも大切である。まずは条例の名称を認識していただく工夫が必要
- ・ 市内で開催されるイベント等でキャンペーンを実施
- ・ 自治基本条例啓発パンフレット等を公共施設で配布
- ・ フォーラムの開催・継続
- ・ 条例は、協働を進める上での指針となるものであるが、実態が見えづらく、直ちに市民に浸透すること、また普及結果を可視化することは難しい。よって、第一期自治基本条例推進委員会にて行ったフォーラムやパンフレット等、市民への周知・啓発を継続することが望ましい。
- ・ 条例には見直すべき箇所もあり、普及・啓発には慎重を期す必要がある
- ・ 条例の条文だけを頒布しただけでは、市民の理解は得られない。市民自らのものとして理解が深まる方法の検討が必要である

【諮問3】 条例の見直しに関すること

○委員の意見

- ・ 条例の見直しは、現時点では必要ない 4名
- ・ 条例の見直しが、必要である 2名
- ・ どちらともいえない・無回答 12名

○現時点では見直しが必要ないと考える理由 (1名)

今期は委員会内での条例の目的等の共通認識の形成と普及・啓発が主な活動であったため、条例の不具合を感じることはなかった。むしろ、現条例の有効性を確認することができた。

次期委員会では、より条例の目的が市内に浸透するために、推進委員会の位置づけの再検討と協働を醸成するための仕組みに踏み込むことを期待したい。

○見直しが必要な条項とその理由 (2名)

〈条項〉 ※見直しが必要と回答した委員2名とも、該当条項は同じ

- ▼ 第3条 定義（「市民」）
- ▼ 第8条 市民の権利
- ▼ 第18条 情報の共有
- ▼ 第19条 住民投票

〈見直しが必要な意見〉

「市民」の定義の範囲は、戸田市住民を包含し、かつ、非常に広い範囲に及んでいる。この「市民」には、自治基本条例上、議会と行政に対する「情報公開権」等が与えられている。また、住民投票にも関与することができる。

条例上の「市民」が、このような権利を有するのであれば、一部の市民による権利の悪用が心配される。

自治基本条例の「市民」の定義によれば、誰でも市民になることができる。

戸田市に住民登録をしていない、実際に居住していない、市税も払っていない人が、あるいは、戸田市民ではない人だけで構成された市民団体でも、条例上の「市民」の名のもとで、直接市政に介入できるように解読できる。

また、「情報の共有」（市民の知る権利）、「住民投票」の権利を、戸田市民でない人が有することは、危険な事態を招かないとも限らない。

明らかに戸田市民ではない人までを、自治の主体として戸田市の市政に積極的に参画する市民と呼ぶ必要があるのか。

住所を問わず、だれでも戸田市の市民とする、「市民の定義」は、見直すべきと考える。

(2) 平成29年度フォーラムについて

前回までの委員会において、若者参加を軸に幅広い世代の人が世代間交流できるような内容にするなど、以下のような意見が出された。

準備、周知期間等を考え、本日の委員会では、「開催日時」「会場」「テーマ（内容）」を確定させる。

前回までの委員会で決まった内容、出された意見

○ ターゲット

- 若者を軸にした幅広い世代

○ ターゲットを呼び込む手法

【若者】

- 成人式でフォーラムの周知をし、若者の参加を促す。
 - ・ 成人式当日の配布物にチラシを同封する。
 - ・ 「はたちの集い実行委員会」に直接出向き、フォーラムの周知をする。
- 市内の中学校・高校に参加の呼びかけを行う。
- 高校生議会に参加した高校生に参加の呼びかけを行う。
- 若者が持っている技術や知識などを生かす場にし、若者が参加しやすいものにする。

【その他、幅広い世代】

- テーマを具体的で分かりやすいものにする。
- テーマをオールマイティなものにする。（防災 等）

○ テーマ（内容）

- 具体的なテーマを設定し、そこから「地域のつながり」に焦点が当たるようにする。
- 若者を軸に幅広い世代が関心を持つもの、「世代間交流」につながるもの
- 様々なテーマを用意し、会場で自身が話し合うテーマが知らされる形式
- 地域活動に取り組んでいる人とこれまであまり参加した事が無い人の接点をつくる。
- 世代によって異なる情報を伝える手法等について話し合う。（どの世代の人でも自分の思いを伝えたいという思いは持っているはず。）

※実施日程候補

- ① 1月20日（土） 午後 ② 1月27日（土） 午後

(3) その他

事務連絡